

法人県民税・事業税、特別法人事業税

中間申告のお知らせ

山口県

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、貴社の今期分の法人県民税・事業税、特別法人事業税の中間申告期限が近づいてきました。
同封した申告書に所定の事項を御記入のうえ、期限までに申告納付されるようお知らせ
します。なお、申告期限は事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内です。

▼ 申告に必要な各種様式・届出書・記載要領は、山口県のウェブサイトからダウンロード
できますので、ご利用ください。

■法人県民税の税率 〈均等割〉

法人の区分		均等割額	やまぐち森林づくり県民税	納付額 (年額)
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1千万円以下であるもの ・公共法人及び公益法人等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で 資本金の額又は出資金の額を有しないもの		20,000円	1,000円	21,000円
資本金等 の額を有 する法人	資本金等の額 1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	資本金等の額 1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	資本金等の額 10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	資本金等の額 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

注) ① 表中の用語については以下のとおりです。

・資本金等の額 … 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社の
場合は純資産の額）

〔 ※「資本金等の額（無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額）（地方税法第23条第1項第4号の2）」
と「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較して大きい方の金額が均等割の税率区分の基準となります。 〕

・公共法人 … 法人税法第2条第5号に規定する公共法人

・公益法人等 … 地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

（公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法
人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。）

・人格のない社団等 … 法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

② 税率区分の資本金等の額は、予定申告の場合は前事業年度の末日現在の額、仮決算による中間
申告の場合は、課税標準の算定期間の末日現在の額によります。

③ 合併により設立された法人の当該設立の日を含む事業年度に係る予定申告の場合は、当該設立
の日現在の資本金等の額によります。

④ 本県では、荒廃が深刻化する森林を健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的とし
た「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始す
る事業年度分について、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただいています。

〈法人税割〉

① 予定申告の場合

前事業年度の法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た額

$$\text{予定申告税額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 6 \div \text{前事業年度の月数}$$

② 仮決算による中間申告の場合

区 分	税 率
	R1年10月1日以後 に開始する事業年度
次の①から③のいずれかに該当する場合 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本若しくは出資 を有しないもの及び人格のない社団等を含み、保険業法に規定する相互会 社を除く）で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人については 分割前の額）が500万円を超えるもの	1.8%
上記以外の法人	1.0%

注) 法人税で仮決算による中間申告ができない場合には、法人県民税も仮決算による中間申告はできません。
この場合は、予定申告を行うこととなります。

※ 本県では、社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため、令和8年1月31日までの
間に終了する各事業年度分について、法人税割の超過課税（税率を0.8%加算）を実施しています。

■法人事業税・特別法人事業税の税率

(1) 予定申告の場合

① 法人事業税額

所得割額	(前事業年度の所得割額	÷ 前事業年度の月数 × 6)	各割を計算後、 合算
付加価値割額	(前事業年度の付加価値割額	÷ 前事業年度の月数 × 6)	
資本割額	(前事業年度の資本割額	÷ 前事業年度の月数 × 6)	
収入割額	(前事業年度の収入割額	÷ 前事業年度の月数 × 6)	

② 特別法人事業税額

$$\text{特別法人事業税額} = \text{前事業年度の特別法人事業税額} \div \text{前事業年度の月数} \times 6$$

(2) 仮決算による中間申告の場合

① 法人事業税の税率

法人の種類	課税標準		税率	
			R2年4月1日から R4年3月31日まで に開始する事業年度	R4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人 (資本金の額又は 出資金の額が 1億円を超える 普通法人)	所得割	年400万円以下の所得	0.4%	1.0% ※軽減税率の廃止
		年400万円～800万円の所得	0.7%	
		年800万円を超える所得	1.0%	
		軽減税率不適用法人 ※	1.0%	
		付加価値割	1.2%	
		資本割	0.5%	
普通法人 (外形標準課税法人を除く) 公益法人等 人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	
		年400万円～800万円の所得	5.3%	
		年800万円を超える所得	7.0%	
		軽減税率不適用法人 ※	7.0%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、 医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	
		年400万円を超える所得	4.9%	
		軽減税率不適用法人 ※	4.9%	
電気供給業(小売電気、発電 事業を除く)・導管ガス供給 業・保険業を行う法人		収入割	1.0%	
電気供給業(小売電気、発電 事業)を行う法人	資本金1億円超 の法人	付加価値割	0.37%	
		資本割	0.15%	
		収入割	0.75%	
	資本金1億円以下 の法人	所得割	1.85%	
収入割		0.75%		
特定(地方税法第72条の2第1項 第4号に定めるもの)のガス供給業を行う法人		付加価値割、資本割、収入割	R4年4月1日以後に開始する事業年度から 課税方式が改正されました。詳細は税務 課ウェブサイトをご参照ください。	

※軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人をいいます。

② 特別法人事業税の税率、税額の計算方法

法人の種類	課税標準	R2年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人		260.0%
普通法人	所得割の税額	37.0%
特別法人		34.5%
電気供給業(小売電気、発電事業を除く) ・導管ガス供給業・保険業を行う法人	収入割の税額	30.0%
電気供給業(小売電気、発電事業)を行う法人		40.0%
特定(地方税法第72条の2第1項 第4号に定めるもの)のガス供給業を行う法人		62.5% ※R4年4月1日から適用開始

※税額の計算方法: 課税標準 × 税率 = 税額 (税額は百円未満切り捨て)

- 仮決算による中間申告額が、予定申告に係る税額を超えている場合は、法人事業税・特別法人事業税の仮決算による中間申告はできません。この場合は、予定申告を行うこととなります。
- 法人税の中間申告義務がない法人であっても、外形標準課税法人又は収入金額課税法人は、法人事業税・特別法人事業税の中間申告義務(予定申告又は仮決算による中間申告)があります。
- 申告書にあらかじめ税額等を印字していますが、前事業年度の修正申告や更正があった場合、正しい金額を反映していないことがありますので、御確認いただきますようお願いいたします。なお、申告する税額等が印字されている数字と異なる場合は、その数字を二重線で消して正しい金額を記入してください。